

指定管理者の候補者の選定結果

(1) 公の施設の名称及び所在地

むつ市大畑木材工芸センター むつ市大畑町松ノ木90番地3

(2) 指定管理者の候補者

大畑ヒバ工芸研究会 会長 畑 中 淺 雄

所在地 むつ市大畑町松ノ木90番地3

(3) 指定期間

平成24年4月1日～平成27年3月31日（3年間）

(4) 募集方法

非公募

(5) 指定までの経過

選定委員会開催日 平成23年10月6日、10月19日（2回）

(7) 選定委員会の選定結果

むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に定める選定基準に基づき、業務・収支計画書等の評価採点及び評価意見により総合的に判断し、指定管理者の候補者に選定した。

主な評価意見は以下のとおり。

○施設の設置目的に合致した管理運営が行われ、利用者の平等な利用が確保されること。

施設の設置目的をよく理解し、業務・収支計画書に施設の管理運営に関する方針が明記されている。

平等な利用の確保という点については、原則として利用者の制限を行わないとしながらも、施設の特性から安全な利用を害するおそれがある場合には制限を行うなど妥当と考える。

○施設の効用が最大限に発揮され、サービスの向上が図られること。

維持管理のための計画は適切である。

利用者に対し、製造から仕上げまで丁寧に指導しており、機械の使用に際しては、安全管理上から指導助言を行うなど積極的にサービス向上に取り組む姿勢がうかがえる。

自主事業として親子木工体験教室の開催等を計画しているが、施設の有効活用を考えた、より積極的な管理運営を期待したい。

○管理経費の縮減が図られること。

業務計画を実施するための経費が、指定管理業務収支計画に全て計上されており整合性がある。設備の修繕については専門性が要求されるが、軽微な修理については自ら行うこととしている。また、電気料についても節電に努めるなど経費の縮減に努めている。

○管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

機械に精通した会員を常時1人配置し、必要に応じて他の会員が従事することとなっている。長年の経験を有した大畑ヒバ工芸研究会員のバックアップのもと安定かつ安全な管理がなされるものと期待できる。